

在宅レスパイト事業のご案内

在宅レスパイト事業は、在宅で人工呼吸器を使用されている難病患者さんの療養生活を支えられているご家族等の介護者が、病気治療や休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護をすることが困難となった場合に、患者さんのご自宅に看護人を派遣するための費用を県が訪問看護ステーション等に交付するものです。

対象となる方

次の①～③のすべてを満たす方

- ① 宮城県内に住所を有する方
- ② 指定難病（※1）又は特定疾患（※2）に罹患されている方
- ③ ②の疾病を主たる要因として在宅で常時人工呼吸器を使用されている方

※1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病

※2 特定疾患に係る医療費用交付規則（平成12年宮城県規則第92号）第2条に規定する疾患

利用時間・回数

利用時間は、原則として1月当たり4時間以内（1時間単位）です。

利用回数は、年間合計48時間まで複数回の利用が可能です。

特別の事由により在宅の療養体制が整わない時は、対応できる看護人がいる場合に限り、1月当たり4時間以内の原則を超えて利用をすることも可能です。

利用方法

- ① 受給者の認定を受けます。
 - ・お住いの地域を管轄する保健所に、「看護人等派遣費用受給者認定申請書」及び指定難病又は特定疾患に係る医療受給者証の写しを提出します。医療受給者証をお持ちでない方は、指定難病又は特定疾患に係る臨床調査個人票及び住民票を提出します。
 - ・受給者として認定されると「在宅レスパイト事業利用券」が交付されます。
- ② 利用する訪問看護ステーション等（※3）と利用日時を調整します。
- ③ 主治医に利用する訪問看護ステーション等宛ての指示書を作成してもらいます。
- ④ 看護人等の派遣を受けます。
 - ・「在宅レスパイト事業利用券」は、派遣された看護人等に毎回提示し確認印をもらうとともに、毎月の最終利用日に派遣された看護人等に提出します。

※3 訪問看護ステーション等 県と委託契約を締結した訪問看護ステーション、訪問看護を行う医療機関及び訪問介護事業所

利用にあたっての留意事項 ～必ずお読みください～

- 本事業はご家族等の介護者のレスパイトのために看護人等を派遣するものであり、医療保険上の訪問看護を行う場合には利用できません。
- 喀痰吸引や体位交換、胃瘻への注入等、利用時間中に必要不可欠なケアは実施しますが、その他の調理や洗濯等の家事援助や入浴や外出を伴う支援等を行えません。
- 本事業の安全を担保するため、必ず主治医から指示書を作成してもらい、訪問看護ステーション等に留意点等を十分に確認してもらってください。指示書作成に係る費用が発生した場合は、自己負担となります。
- 現在利用している訪問看護ステーション等ではない、新たな訪問看護ステーション等から派遣を受ける場合は、主治医にその訪問看護ステーション等宛ての指示書を作成いただき、契約を締結してください。
- 本事業の利用に当たり交通費や衛生用品等の実費相当分などの利用者負担が発生する場合は、訪問看護ステーション等に直接お支払いください。

受付機関

受付機関		所在地	電話番号
仙南保健所疾病対策班	989-1243	柴田郡大河原字南129-1	0224-53-3121
塩釜保健所疾病対策班	985-0003	塩釜市北浜4-8-15	022-363-5504
塩釜保健所岩沼支所疾病対策班	989-2432	岩沼市中央3-1-18	0223-23-1512
塩釜保健所黒川支所地域保健班	981-3304	富谷市ひより台2-42-2	022-358-1111
大崎保健所疾病対策班	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0714
大崎保健所栗原支所疾病対策班	987-2251	栗原市築館藤木5-1	0228-22-2117
石巻保健所疾病対策班	986-0850	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1430
石巻保健所登米支所疾病対策班	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6119
気仙沼保健所疾病対策班	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-6662
青葉区役所障害高齢課	980-8701	仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211
宮城総合支所障害高齢課	989-3125	仙台市青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
宮城野区役所障害高齢課	983-8601	仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111
若林区役所障害高齢課	984-8601	仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所障害高齢課	982-8601	仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111
泉区役所障害高齢課	981-3189	仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111

【問合せ先】

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班
住所：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話：022-211-2636

